

第5回浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会

日時 令和2年8月27日(木)
午前10時～午前11時30分(予定)
場所 浜田市役所第2東分庁舎2階南会議室

【次第】

1 開会

2 議題

検討結果報告書(案)について

3 その他

資料

改正検討委員会検討結果【案】

改正検討委員会検討結果【案】 修正部分抜粋

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会委員名簿

1 委員会委員

(順不同、敬称略)

要綱上の区分	団体	職名	氏名
(1) 識見者	公立大学法人島根県立大学	教授	金野 和弘
(2) 各種団体から推薦された者	浜田自治区地域協議会	委員	細川 良一
	金城自治区地域協議会	委員	塚本 守
	旭自治区地域協議会	委員	徳川 博
	弥栄自治区地域協議会	副会長	岡本 薫
	三隅自治区地域協議会	委員	大山 祐司
	浜田市公民館連絡協議会	会長	三浦 博美
(3) 関係行政機関の職員	島根県西部県民センター 石央地域振興課	課長	俵 正光
(4) 市の職員	生涯学習課	課長	村木 勝也

2 事務局（浜田市）

所属・役職	氏名
地域政策部 副部長（まちづくり推進課長）	邊 寿雄
まちづくり推進課 地域づくり推進係 専門企画員	福間 裕介
まちづくり推進課 地域づくり推進係 主事	山藤 通子

3 支所出席者

所属・役職	氏名
金城支所 防災自治課 地域振興係長	岩本 洋一
旭支所 防災自治課 地域振興係長	稲田 誠
弥栄支所 防災自治課 地域振興係長	田中 健
三隅支所 防災自治課 地域振興係長	川村 政裕

浜田市まちづくり総合交付金制度
改正検討委員会検討結果

【案】

第4回検討委員会後

令和2年8月

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会

目次

1	検討の目的	2
2	検討体制	2
3	検証の要点	2
4	検証結果	
(1)	新たな算定項目の追加について	3
(2)	支援（連携）体制について	4
(3)	課題解決特別事業について	5
(4)	制度全般について	6

参考資料

・	浜田市まちづくり総合交付金交付要綱	7
・	浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱	14

1 検討の目的

住民主体のまちづくりを支援するために平成 23 年度に創設された「浜田市まちづくり総合交付金制度」は、今年度（令和 2 年度）末で制度実施後 10 年が経過する。

この間、平成 28 年度に制度の改正が行われ、また、平成 30 年度には中間検証を実施し、その都度制度の見直しを行ってきた。

令和 3 年度以降、第 3 期まちづくり総合交付金制度を実施するにあたり、これまで運用してきた中で寄せられた要望や課題に応えるべく、交付金制度の改正について検討を行うものである。

2 検討体制

平成 30 年度に中間検証を行った「浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会」委員を中心メンバーに検討を行った。

(1) 委員構成

団体	職名	氏名	備考
島根県立大学	教授	金野 和弘	委員長
島根県西部県民センター石央地域振興課	課長	俵 正光	副委員長
浜田自治区地域協議会	委員	細川 良一	
金城自治区地域協議会	委員	塚本 守	
旭自治区地域協議会	委員	徳川 博	
弥栄自治区地域協議会	副会長	岡本 薫	
三隅自治区地域協議会	委員	大山 祐司	
浜田市公民館連絡協議会	会長	三浦 博美	
浜田市生涯学習課	課長	村木 勝也	

(2) 事務局 浜田市地域政策部まちづくり推進課

3 検証の要点

平成 30 年度に実施した中間検証では、平成 28 年度の主な改正点について、地区まちづくり推進委員会へのヒアリングやアンケート調査等の結果を踏まえて評価・検証を実施し改正を行った。今回検討するにあたり、中間検証でいただいた意見等を踏まえ、交付金制度の内容（財政支援）と併せて、制度を有効的に活用するための仕組み（人的支援等）について、総合的に検討を行った。

4 検証結果

(1) 新たな算定項目の追加について

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎額と活動費は地域の活動財源として、非常に重要な財源であるため、これ以上減額しないでほしい。元の算定に戻してほしい。 ・高齢化割、中山間地域加算を検討してほしい。 ・算定する際は、それぞれの地域が置かれている実情・実態を可視化する観点から辺地制度（辺地度点数）の考え方を取り入れてほしい。
検討の方向性	市街地や中山間地では、生活環境や人口規模も異なり地域活動の内容も多種多様である。市街地・中山間地域それぞれ特有の地域課題を有しており、地域特性に応じた交付金の算定・加算を検討する。
検討内容	<p>新たな算定項目の追加</p> <p>(1) 高齢化加算</p> <p>(2) 年少人口加算</p>
検討結果	<p>新たに次の算定項目を追加する。</p> <div data-bbox="451 1039 738 1104" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(1) 高齢化加算</p> </div> <p>高齢化が進んでいる地域において課題となっている担い手不足や高齢化に対応する事業を実施する必要があるため</p> <p>[対象] 高齢化率※1が市平均を超えている地区まちづくり推進委員会 ※1 地区まちづくり推進委員会の全人口に占める 65 歳以上人口割合</p> <p>[加算額] $\text{活動費} \times \text{市平均を超えた割合 (傾斜配分)}$</p> <div data-bbox="451 1568 738 1632" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(2) 年少人口加算</p> </div> <p>将来を担う子どもへの事業（共育・郷育事業など）に関する取り組みを推進するため</p> <p>[対象] 年少人口率※2が市平均を超えている地区まちづくり推進委員会 ※2 地区まちづくり推進委員会の全人口に占める 14 歳以下人口割合</p> <p>[加算額] $\text{活動費} \times 10\%$</p>

(2) 支援（連携）体制について

<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の簡素化をしてほしい。 ・報告書の様式を変えられて困惑している。頻繁に変えられると困る。 ・交付金の使途について、行政からもっとチェックがあってもよいのでは。 ・活動の参考及びお互いの地域事情に対する理解度を深めるために他団体の活動事例を紹介してほしい。
<p>検討の方向性</p>	<p>事務負担の軽減については、平成 28 年度の改正において、各種様式の簡略化を行っており、交付団体において事業内容等を自己評価するためにも一定の報告書の作成・提出は必要である。</p> <p>ただし、事務に過度の負担がかかり、活動に影響を与えることがないように、まちづくり団体の活動を推進するための多面的な支援（連携）を検討する必要がある。</p>
<p>検討内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 事務的支援の充実 (2) 積極的な情報提供（共有） (3) 公民館（（仮称）まちづくりセンター）との連携
<p>検討結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 事務的支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ア 交付金の手引きの刷新及び周知 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 支出費目の明確化及び支出例、Q & A の記載など ⇒ 手引きの配布及びホームページの活用 イ 交付金事務説明会の開催 (2) 積極的な情報提供（共有） <ul style="list-style-type: none"> ア 課題解決実践集の作成 イ 団体紹介（市ホームページ） ウ 事業計画書・報告書及び交付金活用実績の紹介 (3) 公民館（（仮称）まちづくりセンター）との連携 <ul style="list-style-type: none"> ア センター職員への計画的な研修の実施 イ まちづくり計画策定（更新）支援

(3) 課題解決特別事業について

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準が厳しい。 ・事業計画書の作成に苦慮している。 ・地域全体の課題解決を行うための取組や複数の地区まちづくり推進委員会が連携して取り組む活動は、必然的に広域的で事業規模も大きくなるため、交付上限額を引き上げてほしい。 																	
検討の方向性	<p>課題の掘り起こしや企画段階からサポートができるような仕組みと体制を検討する。</p> <p>上限額の引き上げについては、現在の予算の範囲内において、募集方法や審査基準の見直しによって対応することも可能であることから、積極的に制度の見直しを検討する。併せて通常事業との差別化を図るため、下限額の引き上げも検討する。</p>																	
検討内容	<p>(1) 支援体制の充実</p> <p>(2) 交付下限額及び上限額の引き上げ</p> <p>※現状 下限額：10万円 上限額：100万円</p>																	
検討結果	<p>(1) 支援体制の充実</p> <p>ア 実施フローの見直し、支援（相談）体制の強化 ⇒ 意向調査の実施 → まちづくりコーディネーターによる支援 イ 事業計画書策定マニュアルの作成</p> <p>(2) 交付下限額及び上限額の引き上げ</p> <table border="1" data-bbox="467 1447 1382 1995"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業内容</th> <th>下限額</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>地域の課題解決に向けて取り組む事業</td> <td rowspan="4">20万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>他団体へのモデルとなるような、先進的な事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動</td> <td>100万円 ×連携団体数</td> </tr> </tbody> </table>	事業内容		下限額	上限額	ア	地域の課題解決に向けて取り組む事業	20万円	50万円	イ	中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業	100万円	ウ	他団体へのモデルとなるような、先進的な事業		エ	複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動	100万円 ×連携団体数
事業内容		下限額	上限額															
ア	地域の課題解決に向けて取り組む事業	20万円	50万円															
イ	中長期的（複数年度）にわたって地域課題の解決に取り組む事業		100万円															
ウ	他団体へのモデルとなるような、先進的な事業																	
エ	複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動		100万円 ×連携団体数															

(4) 制度全般について（附帯意見）

まちづくり総合交付金制度は平成 23 年度から実施され、今年度で 10 年が経過するが現在では地域活動の貴重な財源となっており、本交付金を活用し各地域の課題解決のための事業や特徴ある事業に取り組まれている。

本制度については、次年度以降においても制度全般に係る事項や公民館のコミュニティセンター移行後のまちづくり団体との連携や支援など、今後の情勢を注視し引き続き検証すべき事項があるため、下記のとおり附帯意見を付して報告する。

ア まちづくり総合交付金制度のあり方について

今後も住民主体のまちづくりを推進していくためにも、長期的に制度を継続するとともに地域と行政の協働により地域住民に対して交付金の趣旨や目的を改めて説明する必要がある。

また、よりきめ細やかな支援を行うためにも、地域性を反映した制度設計が求められており、それぞれの地域の実情を各地域間で共有した上で、まちづくり団体の取組や活動拠点の実態に応じた支援を総合的に行う必要がある。

加えて、交付金を活用した取組や成果が広く市民に理解され、他のまちづくり団体へ活動の輪が広がるような情報提供・共有の仕組みや機会も用意する必要がある。

イ 地区まちづくり推進委員会による活動の推進について

地区まちづくり推進委員会は、令和 3 年度から施行予定の（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例においても、地区の課題解決や活性化を図るための組織として、個性を活かしたまちづくりを進める重要な役割が期待されている。

よって、地区まちづくり推進委員会の貴重な財源として活用されているまちづくり総合交付金については、更なる充実の上、継続すべきである。

なお、浜田市総合振興計画において「地区まちづくり推進委員会」の組織育成を目標に掲げ、その組織化を進めているが、依然として未設立地区も存在しているため、今後は、設立に向けた人的支援だけでなく、まちづくり総合交付金制度においても基礎額（均等割・世帯数割・面積割）と活動費の交付比率を変更するなど、財政的な面からも組織化を促すような交付金制度の仕組みにする必要がある。

ウ 交付金制度の検証について

市民により身近な公民館エリアでのまちづくり活動の支援に力を入れるため、令和 3 年度から公民館がコミュニティセンター化され、まちづくり機能の充実が図られるが、移行後の活動状況や地域コミュニティとの関係性などを分析・検証し、時代とともに変わりゆく地域課題や地域事情に対応できるよう必要に応じて改正を検討すべきである。

改正

平成24年3月30日告示第40号
平成25年3月29日告示第39号
平成28年3月23日告示第24号
平成29年3月29日告示第45号
平成31年3月29日告示第55号
令和2年4月23日告示第97号

(目的)

第1条 この告示は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等に対し、浜田市まちづくり総合交付金（以下「総合交付金」という。）を交付することにより、住民主体によるまちづくり活動を支援するとともに、その気運の醸成を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱（平成23年浜田市告示第39号。以下「認定要綱」という。）第6条の規定により認定を受けた団体をいう。
- (2) 町 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の町をいう。
- (3) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体（第1号に規定する団体を除く。）をいう。

(交付対象者)

第3条 総合交付金の交付の対象となる団体（以下「交付対象者」という。）は、地区まちづくり推進委員会及び町内会等のうち、継続的に次の各号のいずれかに掲げる活動を行うものとする。

- (1) 総会又は役員会の開催等組織の運営に関する事。
- (2) 地域の環境及び景観の保全に関する事。
- (3) 地域の防犯及び防災に関する事。
- (4) 青少年の健全育成に関する事。
- (5) 健康福祉の向上に関する事。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関する事。
- (7) 地域コミュニティの維持及び形成に関する事。
- (8) 生活基盤の確保に関する事。
- (9) 地域資源の活用に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると認められる事。

(総合交付金の区分及び額)

第4条 総合交付金の区分及び額は、別表に定めるとおりとし、その総額は予算

の範囲内とする。

(総合交付金の使途の制限)

第5条 総合交付金は、次の各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動に要する経費に充てるものとする。この場合において、交付対象者は、均等割、世帯数割及び面積割に係る総合交付金に限り、交付対象者を構成する団体に交付し、当該団体が主体となり行う活動に要する経費に充てることのできる。

- (1) 均等割、世帯数割、面積割及び活動費 第3条に掲げる活動
- (2) 課題解決特別事業費 次に掲げる活動(その活動に要する経費が10万円以上のものに限る。)

ア 認定要綱第9条第1項に規定する地区まちづくり計画に基づき、地域課題を解決するために取り組む活動又は既存の活動を拡充して取り組む活動

イ 複数の地区まちづくり推進委員会が連携して広域的な地域課題を解決するために取り組む活動

- (3) 地区まちづくり推進委員会設立促進事業費 地区まちづくり推進委員会として認定を受けるために行う調査、検討その他の活動

2 総合交付金は、次に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 宗教的活動に要する経費
 - (2) 政治目的の活動に要する経費
 - (3) 物品(原則として単価が20万円未満のものを除く。)又は酒類の購入に要する経費
 - (4) 建物の整備、修繕等(原則としてその費用が60万円未満のものを除く。)に要する経費
 - (5) 寄附又は協賛に要する経費
 - (6) その他市長が適当でないと認める経費
- (交付可能額の事前通知)

第6条 市長は、交付対象者が総合交付金の交付を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、当該交付対象者が翌年度において交付を受けることができる総合交付金(課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。以下「交付可能額」という。)の見込額を算定し、まちづくり総合交付金交付可能額通知書(様式第1号)により当該交付対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 総合交付金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、総合交付金の交付を受けようとする年度の6月末日(地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものにあつては、市長が別に定める期日)までにまちづくり総合交付金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否を決定し、まちづくり総合交付金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、総合交付金の全部又は一部を交付するものとする。

(変更交付申請等)

第9条 総合交付金の交付決定を受けた団体（以下「交付事業者」という。）は、その交付決定のあった額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとするときは、まちづくり総合交付金変更交付申請書（様式第4号）に第7条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、まちづくり総合交付金変更交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(団体の新設等)

第10条 年度の途中において、地区まちづくり推進委員会を新たに設置し、又は解散した場合における総合交付金の額等必要な事項は、市長が別に定める。

(繰越し等)

第11条 交付事業者は、総合交付金の交付を受けた年度（以下「事業年度」という。）の決算において余剰金が生じたときは、当該余剰金（課題解決特別事業費及び地区まちづくり推進委員会設立促進事業費に係るものを除く。）を事業年度の翌年度に限り繰り越してこれを使用することができる。

2 前項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越してこれを使用しようとする交付事業者は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金繰越協議書（様式第6号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、繰越しの可否を決定し、まちづくり総合交付金繰越承認（不承認）通知書（様式第7号）により当該繰り越して使用することができる余剰金（以下「繰越金」という。）の額を通知するものとする。

4 市長は、交付事業者が第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越したときは、同年度における交付決定額から、次の各号に掲げる団体の区分に応じ当該各号に定める額を控除し、これを交付するものとする。

(1) 地区まちづくり推進委員会のうち、繰越金相当額が当該事業年度における交付可能額の5分の1の額を超えるもの 当該繰越金相当額から当該5分の1の額を控除した額

(2) 町内会等 当該繰越金相当額

(積立て)

第12条 地区まちづくり推進委員会は、総合交付金を事業年度の翌年度以降において行う活動に要する経費に充てようとするときは、当該総合交付金を積み立てることができる。

- 2 前項の規定により総合交付金を積み立てようとする地区まちづくり推進委員会は、事業年度の3月末日までにまちづくり総合交付金積立計画協議書（様式第8号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による協議があったときは、その内容を審査し、積立ての可否を決定し、まちづくり総合交付金積立承認（不承認）通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（実績報告）

第13条 交付事業者は、事業年度の翌年度の4月末日までにまちづくり総合交付金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 会計監査を受けたことが確認できる書類
 - (4) 総合交付金の使途を確認できる書類（交付を受けた総合交付金の一部を交付事業者の構成団体又は関係団体に交付した場合に限る。）
 - (5) 活動状況が確認できる写真
 - (6) 積立金の管理状況が確認できる書類（交付を受けた総合交付金の一部を積立金として保有している場合に限る。）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により総合交付金の交付を受けたとき。
 - (2) 総合交付金を第5条第1項各号に掲げる総合交付金の区分に応じ、当該各号に定める活動以外の活動に使用したとき。
- （総合交付金の返還）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、当該各号に定める部分のまちづくり総合交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第11条第1項の規定により余剰金を事業年度の翌年度に繰り越した交付事業者が、当該翌年度の決算において繰越金に余剰金を生じさせたとき 当該繰越金の余剰金に係る部分
 - (2) 第12条第1項の規定により総合交付金を積み立てた交付事業者が、当該積み立てた総合交付金を充てようとした経費に係る活動を完了した場合等において、当該積み立てた総合交付金に余剰金を生じさせたとき 当該積み立てた総合交付金の余剰金に係る部分
 - (3) 前条の規定により総合交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消したとき 当該総合交付金の取消しに係る部分
- （その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。
(令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告の特例)
- 3 令和元年度に交付を受けた総合交付金に係る実績報告については、第13条各号列記以外の部分中「事業年度の翌年度の4月末日」とあるのは、「令和2年6月30日」と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則 (平成24年3月30日告示第40号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る総合交付金について適用し、同日前の申請に係る総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日告示第39号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(第14条を除く。)の規定は、平成25年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成24年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月23日告示第24号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 次項及び附則第4項に定めるものを除き、この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱(以下「新告示」という。)の規定は、平成28年度以後の年度分の総合交付金について適用し、平成27年度分までの総合交付金については、なお従前の例による。
- 3 新告示第16条の規定は、平成27年度分までの総合交付金についても、適用する。

(平成28年度の総合交付金の特例)

- 4 平成28年度に交付する総合交付金については、新告示第12条第4項第1号の規定は、適用しない。

附 則 (平成29年3月29日告示第45号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月23日告示第97号)

この告示は、令和2年4月23日から施行する。

別表（第4条関係）

総合交付金の額

区分			総合交付金の額	
1	均等割		1 町内会等につき 2 万円	
2	世帯数割		総合交付金を交付する年度の前年度の 2 月 1 日（以下「基準日」という。）における交付対象団体の世帯数に次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める金額を乗じて得た額 (1) 地区まちづくり推進委員会 1,500円 (2) 町内会等 1,200円	
3	面積割		基準日における交付対象者の区域の面積に 1 ヘクタールにつき 100 円を乗じて得た額	
4	活動費	(1) 認定要綱第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による地区まちづくり推進委員会	1 の公民館の管轄する区域又は 1 の小学校の校区につき 100 万円（世帯数が 1,500 世帯以上のものにあつては、200 万円）	
		(2) 前号以外の地区まちづくり推進委員会	ア 単一の町で構成される地区まちづくり推進委員会	世帯数がおおむね 150 世帯以上 500 世帯未満
			世帯数が 500 世帯以上 750 世帯未満	50 万円
			世帯数が 750 世帯以上 1,000 世帯未満	75 万円
			世帯数が 1,000 世帯以上 1,500 世帯未満	100 万円
			世帯数が 1,500 世帯以上	200 万円
	イ 複数の	世帯数がおおむ	30 万円	

		町で構成される地区まちづくり推進委員会	ね100世帯以上300世帯未満	
			世帯数が300世帯以上400世帯未満	50万円
			世帯数が400世帯以上500世帯未満	75万円
			世帯数が500世帯以上1,500世帯未満	100万円
			世帯数が1,500世帯以上	200万円
5	課題解決特別事業費			50万円（複数年度にわたって地域課題の解決に取り組む活動又は他団体へのモデルとなるような先進的な活動の場合は、100万円）
6	地区まちづくり推進委員会設立促進事業費	地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体		5万円
		地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体		20万円

備考

- (1) 総合交付金は、次に掲げる額の合計額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。
 - ア 地区まちづくり推進委員会 第1項から第5項までの額
 - イ 町内会等 第1項から第3項まで及び第6項の額
- (2) 「公民館」とは、浜田市立公民館条例（平成17年浜田市条例第95号）第2条第1項の公民館をいう。
- (3) 「小学校の校区」とは、平成22年4月1日における浜田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成17年浜田市教育委員会規則第15号）別表第1に規定する小学校の校区をいう。
- (4) 「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討している団体」及び「地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを決定している団体」とは、町内会等で組織された団体であって、当該団体において地区まちづくり推進委員会として認定を受けることを検討し、又は決定していると市長が認めるものをいう。

浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正を行うにあたり、広く関係者の意見を聴取するため、浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正に関する事。
- (2) 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱の見直しに関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事。

(構成等)

第3条 委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、浜田市まちづくり総合交付金制度の改正に関する検討に要する間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が委員会の会議に出席した場合は、日額6,000円の報償費及び浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)の規定の例により旅費に相当する額の実費弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域政策部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

4 検証結果

(1) 新たな算定項目の追加について

意見	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎額と活動費は地域の活動財源として、非常に重要な財源であるため、これ以上減額しないしてほしい。元の算定に戻してほしい。 ・高齢化割、中山間地域加算を検討してほしい。 ・算定する際は、それぞれの地域が置かれている実情・実態を可視化する観点から辺地制度（辺地度点数）の考え方を取り入れてほしい。
検討の方向性	市街地や中山間地では、生活環境や人口規模も異なり地域活動の内容も多種多様である。市街地・中山間地域それぞれ特有の地域課題を有しており、地域条件 ^{特性} に応じた交付金の算定・加算を検討する。
検討内容	<p>新たな算定項目の追加</p> <p>(1) 高齢化加算</p> <p>(2) 年少人口加算</p>
検討結果	<p>新たに次の算定項目を追加する。</p> <div data-bbox="451 1039 737 1104" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(1) 高齢化加算</p> </div> <p>高齢化が進んでいる地域において課題となっている担い手不足や高齢化に対応する事業を実施する必要があるため</p> <p>[対象] 高齢化率^{※1}が市平均を超えている地区まちづくり推進委員会 ^{※1} 地区まちづくり推進委員会の全人口に占める 65 歳以上人口割合</p> <p>[加算額] $\text{活動費} \times \text{市平均を超えた割合 (傾斜配分)}$</p> <div data-bbox="451 1568 737 1632" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>(2) 年少人口加算</p> </div> <p>将来を担う子どもへの事業（共育・郷育事業など）に関する取り組みを推進するため</p> <p>[対象] 年少人口率^{※2}が市平均を超えている地区まちづくり推進委員会 ^{※2} 地区まちづくり推進委員会の全人口に占める 14 歳以下人口割合</p> <p>[加算額] $\text{活動費} \times 10\%$</p>

(2) 支援（連携）体制について

<p>意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の簡素化をしてほしい。 ・報告書の様式を変えられて困惑している。頻繁に変えられると困る。 ・交付金の使途について、行政からもっとチェックがあってもよいのでは。 ・活動の参考及びお互いの地域事情に対する理解度を深めるために他団体の活動事例を紹介してほしい。
<p>検討の方向性</p>	<p>事務負担の軽減については、平成 28 年度の改正において、各種様式の簡略化を行っており、交付団体において事業内容等を自己評価するためにも一定の報告書の作成・提出は必要である。</p> <p>ただし、事務に過度の負担がかかり、活動に影響を与えることがないように、まちづくり団体の活動を推進するための多面的な支援（連携）を検討する必要がある。</p>
<p>検討内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 事務的支援の充実 (2) 積極的な情報提供（共有） (3) 公民館（（仮称）まちづくりセンター）との連携
<p>検討結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 事務的支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ア 交付金の手引きの刷新及び周知 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 支出費目の明確化及び支出例、Q&Aの記載など ⇒ 手引きの配布及びホームページの活用 イ 交付金事務説明会の開催 (2) 積極的な情報提供（共有） <ul style="list-style-type: none"> ア 課題解決実践紹介集の作成 イ 団体紹介（市ホームページ） ウ 事業計画書・報告書及び交付金活用実績の紹介 (3) 公民館（（仮称）まちづくりセンター）との連携 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員研修会の開催センター職員への計画的な研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 地区まちづくり推進委員会とその取り組みや浜田市まちづくり総合交付金制度についてなど イ まちづくり計画策定（更新）支援

(4) 制度全般について（附帯意見）

まちづくり総合交付金制度は平成 23 年度から実施され、今年度で 10 年が経過するが現在では地域活動の貴重な財源となっており、本交付金を活用し各地域の課題解決のための事業や特徴ある事業に取り組まれている。

本制度については、次年度以降においても制度全般に係る事項や公民館のコミュニティセンター移行後のまちづくり団体との連携や支援など、今後の情勢を注視し引き続き検証すべき事項があるため、下記のとおり附帯意見を付して報告する。

ア まちづくり総合交付金制度のあり方について

今後も住民主体のまちづくりを推進していくためにも、長期的に制度を継続するとともに地域と行政の協働により地域住民に対して交付金の趣旨や目的を改めて説明する必要がある。

また、よりきめ細やかな支援を行うためにも、地域性を反映した制度設計が求められており、それぞれの地域の実情を各地域間で共有した上で、**まちづくり団体の取組や活動拠点の実態に応じた支援**を市全体の様々なまちづくり支援を総合的に行う必要がある。

加えて、交付金を活用した~~まちづくり団体の取組~~や成果が広く市民に理解され、~~とともに他のまちづくり団体へ波及し、活動の輪が広がるような~~情報提供・共有の仕組みや機会も用意する必要がある。

イ 地区まちづくり推進委員会による活動の推進について

地区まちづくり推進委員会は、令和 3 年度から施行予定の（仮称）浜田市協働のまちづくり推進条例においても、地区の課題解決や活性化を図るための組織として、個性を活かしたまちづくりを進める重要な役割が期待されている。

よって、地区まちづくり推進委員会の貴重な財源として活用されているまちづくり総合交付金については、更なる充実の上、継続すべきと**考え**である。

なお、浜田市総合振興計画において「地区まちづくり推進委員会」の組織育成を目標に掲げ、その組織化を進めているが、依然として未設立地区も存在しているため、今後は、設立に向けた人的支援だけでなく、まちづくり総合交付金制度においても基礎額（均等割・世帯数割・面積割）と活動費の交付比率を変更するなど、財政的な面からも組織化を促すような交付金制度の仕組みにする必要がある。

ウ 交付金制度の検証について

市民により身近な公民館エリアでのまちづくり活動の支援に力を入れるため、令和 3 年度から公民館がコミュニティセンター化され、まちづくり機能の充実が図られるが、移行後の活動状況や地域コミュニティとの関係性などを分析・検証し、時代とともに変わりゆく地域課題や地域事情に対応できるよう必要に応じて改正を検討すべきである。